別紙４

東京都中小企業従業員融資の融資利率の引き下げ

東京都では、中小企業等で働く方の生活の安定を図るため、年末から年度末にかけて特別対策として「中小企業従業員融資」の融資利率の引き下げを行います。

１　実施期間　令和８年１２月１日(火)から令和９年３月３１日(水)まで
※ 上記期間内に申込みを受け付けた分を対象とします。
(団体融資は令和９年１月３１日(日)まで)

２　実施内容　融資利率を引き下げます。

◆個人融資 (「さわやか」「まなび」)	1.8% → 1.6%
◆団体融資	
◆家内労働者融資	
◆子育て・介護支援融資 (「すくすく・ささえ」)	1.5% → 1.3%

３　申込みに関する問合せ

・中央労働金庫　電話：0120-86-6956
・（一社）東京都信用組合協会（子育て・介護支援融資のみ）電話：03-3567-6211

４　その他

詳細は中小企業従業員融資ホームページ＜TOKYOはたらくネット＞をご覧ください。
https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/fukuri/yushi/index.html

◆東京都中小企業従業員融資（特別対策）の概要◆

	個人融資「さわやか」	個人融資「まなび」	子育て・介護支援融資「すくすく・ささえ」	家内労働者融資
ご利用いただける方	中小企業で働く従業員	中小企業で働く従業員	下記のいずれかにあてはまる中小企業従業員 ・育児・介護休業を取得中の方 ・妊娠から子育て期間中の方 （子育て期間：子が満20歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方	専業的家内労働者
	※お申込には条件がございますので、事前に申込窓口までお問い合わせください。			
資金使途	生活資金	ご本人及び扶養親族の教育・リスキリング費用	育児・介護休業中の生活費又は子育て・介護に必要な費用	一般生活資金、作業場の改善等の資金
融資限度額	70万円 （ただし、医療費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費にご利用の場合は100万円）	120万円	100万円	・一般生活資金　70万円 （ただし、医療費、教育費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費にご利用の場合は100万円） ・作業場の改善等の資金　130万円
引き下げ後融資利率	1.6%	1.6%	1.3%	1.6%
返済期間・返済方法	3年以内 （融資額が70万円を超える場合は5年以内） 元利均等月賦返済	3年以内 （融資額が70万円を超える場合は5年以内） 元利均等月賦返済	据置期間経過後5年以内 （据置期間：育児休業は子が1歳6か月に達するまで、介護休業は12か月を限度） 元利均等月賦返済	5年以内（一部6か月の据置期間有） 元利均等月賦返済
保証	（一社）日本労働者信用基金協会による保証			（一社）日本労働者信用基金協会による保証ほか

※団体融資とは
労働組合等の団体に対し、団体の構成員（中小企業労働者）が年末時に必要とする季節的な資金を融資する制度です。
・融資対象者・・・中小企業労働者で組織された労働組合等
・資金使途・・・臨時手当の遅欠配による生活資金など
・融資限度額・・・団体構成員一人につき70万円　かつ　一団体5,000万円
・返済期間・・・120日以内の一括返済
・利率・・・年1.6%（引き下げ後）
・申込受付期間・・・令和９年１月31日(日)まで